



2025年2月14日

各位

会社名	株式会社芝浦電子	
代表者名	代表取締役社長社長執行役員	葛西 晃
(コード番号)	6957 東証スタンダード市場)	
問合せ先	執行役員経営管理部長	星ノ谷 行秀
電話番号	048-615-4000	

YAGEO Corporation による書簡受領のお知らせ

2025年2月13日付で、YAGEO Corporation (以下「YAGEO」といいます。)より、当社の取締役会、特別委員会及び代表取締役社長宛の書簡 (以下「2025年2月13日付 YAGEO 書簡」といいます。)を受領いたしました。また、YAGEO のホームページ上において2025年2月13日付 YAGEO 書簡が公表されております。

2025年2月13日付 YAGEO 書簡によれば、YAGEO は、当社が開示した2025年2月5日付「YAGEO Corporation による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2025年2月5日付当社プレスリリース」といいます。)に対し、2025年1月13日付で当社宛に送付した書簡 (以下「2025年1月13日付 YAGEO 書簡」といいます。)及び2025年1月16日付で当社宛に送付した書簡 (以下「2025年1月16日付 YAGEO 書簡」といいます。)において、YAGEO が2025年2月5日に当社を YAGEO が設立予定の中間持株会社の完全子会社とすることを目的とする一連の取引 (以下「本取引」といいます。)の一環として、当社の普通株式に対する公開買付けの開始予告に関する公表 (以下「本公表」といいます。)を計画していることを明言している旨主張されております。

しかしながら、当社としましては、YAGEO が2024年12月30日付で当社宛に送付した書簡において、「YAGEO in pursuing a friendly board-recommended acquisition」(「貴社取締役会の賛同の下、貴社の発行済普通株式の全てを現金で友好的に買収することを追求すべく」)という記載があり、友好的な取引を前提としていることが明確に述べられていたこと、2025年1月13日付 YAGEO 書簡及び2025年1月16日付 YAGEO 書簡においては、2025年2月5日の公表に向けて、YAGEO が当社と独占的に協働することに対する期待が述べられているに過ぎないこと、YAGEO 及びそのアドバイザーとの一連のやり取りにおいて2025年2月5日に当社の同意がない状況で YAGEO が本公表を行うことに関しては、事前の連絡を受けていないことから、YAGEO の企図する取引は友好的な取引が前提となっているものと理解しております。

したがって、本公表は、当社との事前の協議や当社の同意がない状況下で行われた YAGEO による一方的な公開買付けの開始予定の公表であり、当社が YAGEO から受領した書簡や YAGEO 及びそのアドバイザーとの間の従前のコミュニケーションから想定される友好的な取引とは、その性質が全く異なったものになっております。

以上の理由から、当社としましては、YAGEO が2025年2月5日に当社の同意がない状況で一方的な公開買付けの開始予定の公表 (本公表) を行うことに関しては、YAGEO から事前に連絡を受けていないと判断しております。

なお、2025年2月5日に YAGEO が公表した「株式会社芝浦電子 (証券コード: 6957) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、2025年1月13日又は2025年1月16日の時点で、2025年2月5日に本公表を行うことが内定している旨の記載もないことを念のためお伝えいたします。

当社は、2025年2月12日付「特別委員会の設置に関するお知らせ」において公表しましたとおり、本取引の是非並びにストラクチャーを含む取引条件、手続きの妥当性及び公正性を検討するにあたって、当社の企業価値向上及び株主利益の確保を図る立場から、当社取締役会による恣意的な判断を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、同月11日に開催された取締役会において特別委員会の設置を決議しております。

当社としましては、今後本取引に係る開示文書の内容その他の関連情報を精査し、必要に応じてYAGEOへの質問等を通じて提案内容を確認した上で、本取引が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から真摯な検討を行い、特別委員会からの助言・答申内容等も踏まえ、当社の見解を公表する予定です。

以上

(ご参照)

- ・2025年2月5日「YAGEO Corporationによる当社株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」
- ・2025年2月12日「特別委員会設置に関するお知らせ」